

○財務省告示第十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十五年十二月十日に発行した政府短期証券の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行日	の記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	額の整数倍の金額によるものと
十二	発行期限	す。平成二十五年十二月十日
十三	償還金額	たただし、償還期が銀行休業日に
十四	元金支払額	償還金を支払う。その翌営業日に
十五	場所参加	日本銀行額百円につき百円
十六	払込期日	財務大臣から通知を受けた者
		平成二十五年十二月十日
		十七銭二厘につき九十九円九
		十八銭一厘以上のそれぞれ九十九円九
		十九銭二厘以上のそれぞれ九十九円九
		二十銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十一銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十二銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十三銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十四銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十五銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十六銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十七銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十八銭以上のそれぞれ九十九円九
		二十九銭以上のそれぞれ九十九円九
		三十銭以上のそれぞれ九十九円九